

○製造業事業者展示会出展事業補助金交付規程

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、米沢市内で製造業を営む事業者が販路拡大のために実施する展示会出展等に対して、会長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年米沢市規則第10号。以下「規則」という。）の定めを準用するほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者のうち米沢市内に事業所を有し、現に製造業を営む者。
- (2) 法人市民税、固定資産税及び都市計画税等、市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が自社の製品・技術・サービス等の販路拡大のために事業者向けに商談を行う展示会（実際の会場で開催される展示会またはオンライン形式の展示会）とし、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 事業者との商談を開催趣旨とする展示会であること
- (2) 特定の顧客のみを来場対象とする展示会でないこと（主催者の取引先に限定する等）
- (3) 補助対象者が主催または運営に携わる展示会でないこと
- (4) 販売や契約行為を可能とする展示会でないこと
- (5) 補助対象者の名義により申込や支払がなされ、自らで展示・商談を行うこと

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる補助対象事業の実施に要する経費から別表第2に掲げる経費を除いたもののうち、会長が必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）または15万円のいずれか低い額以内の額とする。

(交付申請)

第6条 交付申請書の提出期限は、展示会等の開催日の10日前とし、添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) その他会長が必要と認める書類

2 交付申請は、1補助対象者につき年度内1回限りとする。

(変更申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、交付申請書に記載した補助対象経費に100分の20を超える増減が生じた場合は、次に掲げる事項を記載した申請書に会長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更の理由及び内容
- (2) その他会長が必要と認める事項

(実績報告)

第8条 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助対象事業を実施する年度の3月10日のいずれか早い日とし、添付書類は次のとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) その他会長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(1) 展示会出展料
(2) ブース装飾費
(3) 什器・備品使用料
(4) 電気工事費（電気使用料を含む）
(5) 展示品製作費（製品サンプル、チラシ、パネル、ポスター等）
(6) 展示品輸送費
(6) その他会長が適当と認める経費

別表第2（第4条関係）

(1) 間接経費（手数料、交通費、宿泊費、飲食費、雑費等）
(2) 人件費（イベントコンパニオン、通訳、営業代行等）
(3) 自社小間以外のスペースに係る経費
(4) 他社のPRに要する経費
(5) 併催イベントの参加費（セミナー、懇親会等）
(6) 租税公課（消費税及び地方消費税、印紙代等）
(7) その他会長が不適当と認める経費